

業務及び財産の状況に関する説明書類 第12期

2024年7月1日から
2025年6月30日まで

有限責任パートナーズ総合監査法人

2025年8月21日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 有限責任パートナーズ総合監査法人

所在地 東京都中央区日本橋三丁目8番4号

日本橋さくら通りビル4階

代表者 代表社員 高橋 篤史

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

・当監査法人の目的

定款に記載した当法人の目的は次のとおりです。

- (1) 財務書類の監査又は証明の業務
- (2) 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

・当監査法人の沿革

当法人の沿革は、次のとおりです。

2013年11月 東京都中央区京橋にパートナーズSG監査法人を設立

2020年10月 東京都中央区日本橋2丁目に事務所を移転

2022年12月 有限責任監査法人へ移行し、法人名称を「有限責任パートナーズ総合監査法人（英文名称はPartners General LLC）」に変更

2023年11月 東京都中央区日本橋3丁目に事務所を移転

2024年5月 上場会社等監査人名簿に登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、金融商品取引法に基づく監査や会社法に基づく監査、その他の法定監査の提供を行っております。また、新規上場のための準金融商品取引法監査を実施しております。当年度末の被監査業務会社数は、前年度末と比較して5社減少し、23社となりました。当期は、設立12期目にあたり監査業務収入が、533,267千円となりました。

非監査業務については、監査業務の品質向上に資すると判断する業務は、人的資源とのバランスを考慮したうえで受嘱する方針としております。なお、監査契約の受嘱を決定する前に実施している予備調査及び期首残高調査、並びに監査人の交代のための引継については、非監査業務として区分しております。当年度において、非監査証明業務を提供した会社数は27社、当該業務にかかる収入は56,797千円となりました。なお、監査契約の受嘱を決定する前に実施している予備調査及び期首残高調査、並びに監査人の交代のための引継については、対象会社が17社、売上高は43,892千円となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

※2025年6月30日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	6社	6社
②金商法監査	社	社
③会社法監査	5社	社
④学校法人監査	社	社
⑤労働組合監査	社	社
⑥その他の法定監査	1社	社
⑦その他の任意監査	11社	社
計	23社	6社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	業務内容	備考
大会社等	3社	監査人交代のための引継ぎ業務	
その他の会社等	24社	調査報告業務など	内、監査受嘱のための予備調査・期首残高調査、監査人の交代のための引継ぎは14社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、「監査を通じて経済社会の持続的成長に貢献する」ことを経営理念とし、「高品質の監査及び会計サービスを提供すること」及び「約束を守る組織風土を醸成し、充実した業務を行う職場環境を提供すること」をコミットメントとして掲げ、経営を行っております。

② 経営管理に関する措置

当法人の経営に関する重要な事項については、社員全員により構成される社員総会または経営会議で審議決定することを、基本規程において定めております。なお、経営会議には、独立性を有する第三者が参加することとしており、適宜、経営機能の実効性向上に資する助言・提言を受ける体制を整備、運用しております。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は、公認会計士法等の法令等を遵守することを、「監査の品質管理規程」等において義務付けています。また、弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律相談を行うことができる体制を整備、運用しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、品質の管理を行う専任の部門は設置しておらず、「監査の品質管理規程」において、業務の品質の管理に主として従事する公認会計士として、品質管理責任者の要件を定め、経営会議において、品質管理責任者の過去の経歴や知見等を確認したうえで、選任しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理責任者は、一部の上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を実施していますが、当法人における業務の割合の過半程度を品質管理活動へ従事することを要件としており、監査証明業務の実施は限定的であること、また、例えば審査社員の選任については他の代表社員が行うこととする、完了した業務の検証は他の社員が実施するといった取組みにより、一定の独立性を確保しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年6月30日

② 業務の品質の管理の目的

当法人は、以下の事項について合理的な保証を提供するために、業務の品質の管理を行っております。

- (1) 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- (2) 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」等に定め、運用しております。当該方針及び手続には、専門要員及びその他必要と認められる従業者に対して、年次でチェックリストを用いた調査を実施すること、報酬依存度について月次でのモニタリングを実施すること等を含んでおります。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」等に定め、契約締結の適否を判断しています。監査契約の新規の締結については経営会議における承認を要するものとし、監査契約の更新については、被監査会社の属性に応じた承認権限を設定しております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員については、経営会議において承認されたローテーション計画に従って指定しております。ローテーション計画の策定においては、独立性に関する規定を遵守する他、社員の担当社数、能力及び経験等を踏まえて行っております。また、監査補助者の選任に際しては、専門要員の属性、能力及び経験等に応じて適切な監査チームの組成ができるよう、アサイン管理担当がアサインの管理を行っております。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬の決定については、社員総会の決議をもって行うことと基本規程類において定めており、社員総会において、最高経営責任者に一任することを決議しております。また、社員相互における評価を実施しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

「監査の品質管理規程」等において、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供することとしています。具体的には、品質管理において各人の属

性に応じて必要な研修を計画し、受講記録の管理を行っております。

(ウ) その他

契約の新規締結及び更新、業務における状況が変化した場合には、アサイン管理担当と連携し、必要な補助者の選任を行う旨を「管理ルール」において定め、運用しております。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

「監査の品質管理規程」等において、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること、問い合わせが必須となる事項や、その方針及び手続について定め、運用しております。問い合わせ先は、各種専門的な知見が高いと認められるメンバーを選出し、経営会議において承認されたチームによって合議による対応を行っております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

「監査の品質管理規程」等において、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じる場合、監査責任者又は品質管理責任者は、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取る必要があり、監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならない旨などを定めております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

基本規程や「審査規程」において、一部の例外を除き全ての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行う旨を定めております。また、審査様式を規定し、審査の割当や時期に関する規定を定め、運用しております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

「監査の品質管理規程」等において、監査調書は原則として電子監査調書システムを用いて作成する必要があること、紙面によって作成した監査調書がある場合には、監査ファイルの最終的な整理後に速やかに外部倉庫に移管し、監査チームのアクセスを禁止すること、電子監査調書システムを用いて作成された監査調書

については、監査ファイルの最終的な整理後に品質管理のみがアクセス可能な社内サーバー内に保管を行い、監査チームのアクセスを禁止すること等を規定し、運用しております。また、監査ファイルの最終的な整理において実施可能な事項を明示し、その記録を監査責任者の査閲のもと、品質管理に提出することとしております。

(オ) その他

監査業務の実施に当たって必要となる各方針及び手続を「監査ガイド」に規定し、運用を行っております。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

「監査の品質管理規程」等において、業務に関する情報の収集及び伝達については、品質管理責任者が適時にその内容を把握し、必要に応じて規程類の改訂や、研修の実施、情報の発信を行うこと等を定め、運用しております。また、監査役等への品質管理システムの伝達や、その他監査事務所としての情報開示に関する方針及び手続について、同規程等において定め、運用しております。なお、公認会計士法施行規則第95条及び第96条に基づく情報の開示については、本書類の作成時点においては、施行規則の適用前におけるドライラン版を作成、開示しております。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査事務所間の引継ぎに関する方針及び手続を、「監査の品質管理規程」において定め運用しており、関連する監査基準報告書等に基づいて適切な引継ぎを実施、品質管理に報告がなされる体制を構築しております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

アからキに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任については、基本規程、職務権限表、その他の規程類において明らかにしており、責任者の選任は経営会議において行っております。なお、当法人においては①品質管理システムに関する最高責任、②品質管理システムの整備及び運用に関する責任、③モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任について、品質管理責任者に割り当てており、品質管理責任者は各役割を適切に遂行し、説明する責任を有しております。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、リスクの識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施については、「監査の品質管理規程」において、経営会議にて適宜実施する旨を定め、運用しております。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

アからクまでに掲げる事項についてのモニタリング及び当該モニタリングを踏まえた改善活動については、品質管理責任者及びモニタリング及び改善プロセスの運用についての担当者が実施する旨を、「監査の品質管理規程」において定め、運用しております。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

品質管理システムに関する最高責任者である品質管理責任者は、モニタリング及び当該モニタリングを踏まえた改善活動の結果より、当法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているものと評価しております。当該評価結果については、2025年7月24日の経営会議において報告されております。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員は全員公認会計士であり、基本規程において、代表社員は公認会計士である社員から選任することや、社員総会及び経営会議においては社員のみが議決権を有していることを定め、運用しております。したがって、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことができる状況にはありません。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

2022年9月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の最高経営責任者 高橋篤史は、当法人の第 12 期（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを、2025 年 7 月 24 日の経営会議における報告において確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

当法人は、他の公認会計士及び監査法人と業務提携を行っていません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

当法人は、外国監査事務所等と業務提携を行っていません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
11 人	0 人	11 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

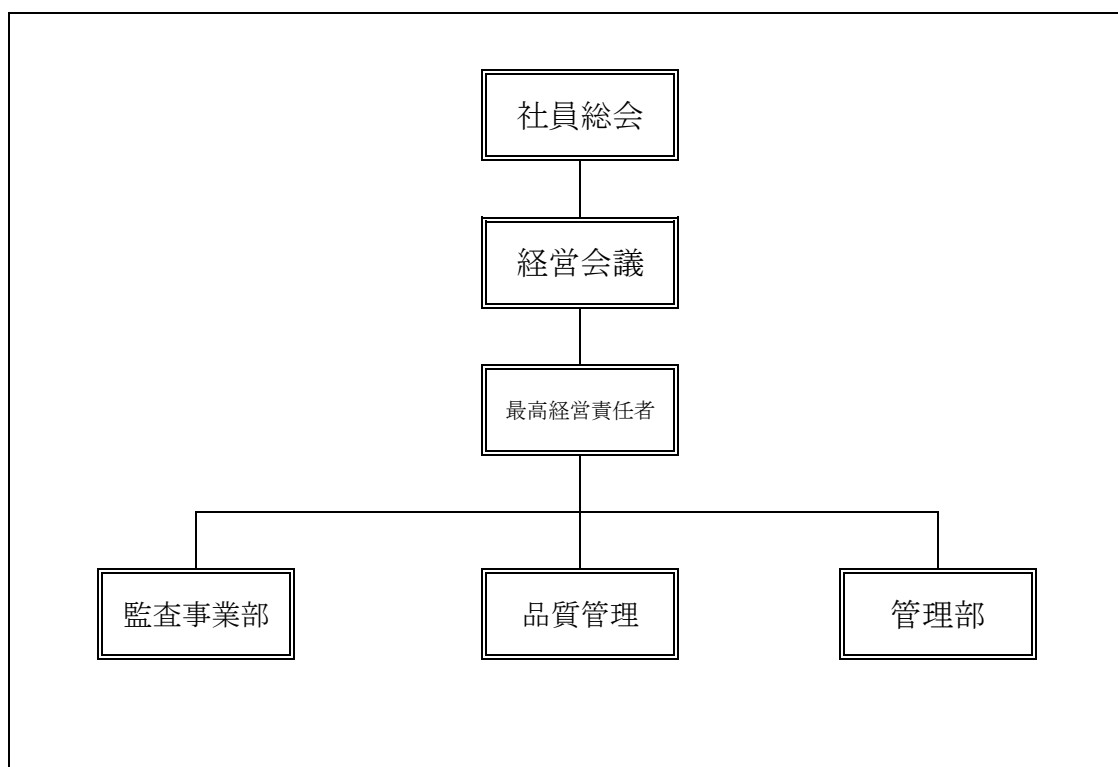
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会・経営会議	法令及び定款に定める事項、その他経営に関する重要事項の審議決定及び報告	11 人	0 人	11 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都中央区日本橋三丁目 8番4号 日本橋さくら通 りビル4階	11人	0人	11人	5人
(従)					

※なお、当期において当法人における常勤職員及び非常勤職員の定義を見直しております。

四. 監査法人の組織の概要



※経営会議には、2025年7月1日以降より、独立性を有する第三者が参加することとしており、適宜、経営機能の実効性向上に資する助言・提言を受ける体制を整備、運用しております。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	2023 年度 2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日	2024 年度 2024 年 7 月 1 日～ 2025 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	478,104	533,267
非監査証明業務	58,041	56,797
合計	536,145	590,064

※ なお、監査契約の受嘱を決定する前に実施している予備調査及び期首残高調査、並びに監査人の交代のための引継については、非監査業務として区分しており、売上高は 43,892 千円となります。

2. 直近の二会計年度の計算書類

※添付を参照。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当ありません。

4. 供託金等の額

(単位：千円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	11,000
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	11,000
保証委託契約の契約金額	—
有限責任監査法人責任保険契約の填補限度額（1 事故／期間中）	1,000,000／ 2,000,000

(無限責任監査法人にあつては、記載の必要はない。)

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

(単位：千円)

引受けを行う者の商号又は名称	保険の種類	契約年月日	保険金の額 (填補限度額) (1事故/期間中)
東京海上日動火災保険株式会社	公認会計士職業賠償責任保険(有限責任監査法人用)	2024年8月19日	1,000,000/ 2,000,000

六. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

株式会社 HANATOUR JAPAN、株式会社 コレックホールディングス、株式会社 NEXYZ. Group、株式会社 ブランジスタ、日本モーゲージサービス株式会社、株式会社 スペースマーケット

計 6 社

決算報告書

第 12 期

自 2024年07月01日
至 2025年06月30日

有限責任パートナーズ総合監査法人
東京都中央区日本橋3-8-4

日本橋さくら通りビル4階

貸借対照表

2025年06月30日現在

有限責任パートナーズ総合監査法人

(単位： 千円)

資産の部	
I 流動資産	
預金	50,989
業務未収金	25,529
貯蔵品	83
未収入金	3
前払費用	3,545
未収収益	4,436
流動資産合計	<u>84,587</u>
II 固定資産	
1. 有形固定資産	
建物及び構築物	10,814
工具器具備品	12,422
一括償却資産	2,454
減価償却累計額	<u>△ 6,760</u>
有形固定資産合計	<u>18,931</u>
2. 無形固定資産	
ソフトウェア	<u>199</u>
無形固定資産合計	<u>199</u>
3. 投資その他の資産	
差入保証金	<u>11,000</u>
投資その他資産	<u>11,000</u>
固定資産合計	<u>30,131</u>
III 繰延資産	
資産合計	<u><u>114,719</u></u>

貸借対照表

2025年06月30日現在

有限責任パートナーズ総合監査法人

(単位： 千円)

負債の部		
I 流動負債		
短期借入金		30,000
未払金		8,561
関係会社未払金		11,731
未払法人税等		180
未払消費税		13,750
未払費用		4,744
預り金		23,320
賞与引当金		1,810
	流動負債合計	<u>94,098</u>
II 固定負債		
純資産の部		
I 社員資本		
1. 資本金		
資本金		35,000
	資本金合計	35,000
2. 資本剰余金		
3. 利益剰余金		
(1) 利益準備金		
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△ 14,379
	利益剰余金合計	△ 14,379
	社員資本合計	<u>20,620</u>
II 評価・換算差額等		
	純資産合計	<u>20,620</u>
	負債純資産合計	<u>114,719</u>

損益計算書

自 2024年07月01日
至 2025年06月30日

有限責任パートナーズ総合監査法人

(単位： 千円)

I	売上高		
	売上高		590,064
II	売上原価		
	売上原価		67,481
	売上総利益		522,583
III	販売費及び一般管理費		
	販売費及び一般管理費合計		520,594
	営業利益		1,989
IV	営業外収益		
	受取利息	23	
	その他	26	
	営業外収益合計		50
V	営業外費用		
	支払利息	485	
	その他	191	
	営業外費用合計		676
	経常利益		1,362
VI	特別利益		
VII	特別損失		
	税引前当期純利益		1,362
	法人税、住民税及び事業税		180
	当期純利益		1,182

社員資本等変動計算書

自 2024年07月01日
至 2025年06月30日

有限責任パートナーズ総合監査法人

(単位：千円)

	社員資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			社員 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	31,000					△ 15,562	△ 15,562	15,437	15,437
当期変動額									
社員出資金増加	4,000							4,000	4,000
当期純利益						1,182	1,182	1,182	1,182
当期変動額合計	4,000					1,182	1,182	5,182	5,182
当期末残高	35,000					△ 14,379	△ 14,379	20,620	20,620

注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降取得の建物及び2016年4月1日以降取得の構築物については、定額法によっています。）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	15年～18年
工具器具備品	5年～15年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっています。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度負担額を計上しています。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 契約に基づく請求基準によっています。

II. 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳

監査業務収入	533,267 千円
非監査業務収入	56,797 千円

III. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の作成にあたり、金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	建物及び構築物	10,814	—	—	10,814	1,329	839	9,485
	工具器具備品	11,772	650	—	12,422	5,430	2,435	6,991
	一括償却資産	6,062	2,550	—	2,454	—	6,158	2,454
	建設仮勘定	360	2,304	2,665	—	—	—	—
	計	29,010	5,505	2,665	25,692	6,760	9,433	18,931
無形固定資産	ソフトウェア	—	244	—	199	—	44	199
	計	—	244	—	199	—	44	199

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	3,269	1,810	3,269	—	1,810

3. 業務費用（販売費および一般管理費）の明細

(単位：千円)

科目	金額
従業員給与	134,130
役員報酬	148,572
通勤費	4,729
賞与引当金繰入額	1,810
法定福利費	37,135
福利厚生費	790
採用教育費	14,460
水道光熱費	2,160
保険料	1,629
地代家賃	36,502
減価償却費	9,478
修繕費	1,165
荷造運賃発送費	112
租税公課	761
通信費	4,655
広告宣伝費	75
旅費・交通費	4,727
会議費	257
交際費	3,348
業務委託料	64,459
消耗品費	849
事務用品費	686
新聞図書費	195
電算機経費	10,892
諸会費	5,200
支払手数料	31,531
銀行・振込手数料	276
販売費及び一般管理費合計	520,594

決算報告書

第 11 期

自 2023年07月01日

至 2024年06月30日

有限責任パートナーズ総合監査法人
東京都中央区日本橋3-8-4
日本橋さくら通りビル4階

貸借対照表

2024年06月30日現在

有限責任パートナーズ総合監査法人

(単位： 千円)

資産の部			
I 流動資産			
預金		49,589	
業務未収金		45,423	
貯蔵品		81	
立替金		237	
前払費用		2,096	
未収収益		8,095	
	流動資産合計		105,523
II 固定資産			
1. 有形固定資産			
建物及び構築物		10,814	
工具器具備品		11,772	
建設仮勘定		360	
一括償却資産		6,062	
減価償却累計額		△ 3,484	
	有形固定資産合計		25,525
2. 無形固定資産			
3. 投資その他の資産			
差入保証金		11,000	
長期前払費用		589	
	投資その他資産		11,589
	固定資産合計		37,115
III 繰延資産			
	資産合計		142,638

貸借対照表

2024年06月30日現在

有限責任パートナーズ総合監査法人

(単位： 千円)

負債の部			
I 流動負債			
未払金		13,911	
関係会社未払金		70,099	
未払法人税等		180	
未払消費税		13,846	
未払費用		7,482	
預り金		18,313	
賞与引当金		3,269	
その他		99	
	流動負債合計		127,200
II 固定負債			
純資産の部			
I 社員資本			
1. 資本金			
資本金		31,000	
	資本金合計		31,000
2. 資本剰余金			
3. 利益剰余金			
(1) 利益準備金			
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△ 15,562	
	利益剰余金合計		△ 15,562
	社員資本合計		15,437
II 評価・換算差額等			
	純資産合計		15,437
	負債純資産合計		142,638

損益計算書

自 2023年07月01日
至 2024年06月30日

有限責任パートナーズ総合監査法人

(単位： 千円)

I	売上高		
	売上高		536,145
II	売上原価		
	売上原価		86,283
	売上総利益		449,862
III	販売費及び一般管理費		
	販売費及び一般管理費合計		453,710
	営業損失		△ 3,847
IV	営業外収益		
	受取利息	1	
	その他	39	
	営業外収益合計		40
V	営業外費用		
	支払利息	705	
	その他	2,841	
	営業外費用合計		3,546
	経常損失		△ 7,354
VI	特別利益		
VII	特別損失		
	固定資産除却損	2,738	
	特別損失合計		2,738
	税引前当期純損失		△ 10,092
	法人税、住民税及び事業税		180
	当期純損失		△ 10,272

社員資本等変動計算書

自 2023年07月01日
至 2024年06月30日

有限責任パートナーズ総合監査法人

(単位：千円)

	社員資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			社員 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	10,000	0		0	0	△ 5,289	△ 5,289	4,710	4,710
当期変動額									
社員出資金増加	21,000			0			0	21,000	21,000
当期純損失				0		△ 10,272	△ 10,272	△ 10,272	△ 10,272
当期変動額合計	21,000	0	0	0	0	△ 10,272	△ 10,272	10,727	10,727
当期末残高	31,000	0	0	0	0	△ 15,562	△ 15,562	15,437	15,437

注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降取得の建物及び2016年4月1日以降取得の構築物については、定額法によっています。）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 15年～18年

工具器具備品 5年～15年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっています。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度負担額を計上しています。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 契約に基づく請求基準によっています。

II. 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳

監査業務収入 478,104 千円

非監査業務収入 58,041 千円

III. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の作成にあたり、金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

附属明細書

1. 有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	建物及び構築物	1,387	10,814	1,387	10,814	489	524	10,324
	工具器具備品	7,366	9,311	4,905	11,772	2,995	2,296	8,777
	建設仮勘定	—	26,684	26,323	360	—	—	360
	一括償却資産	9,107	2,263	—	6,062	—	5,308	6,062
	計	17,861	49,073	32,616	29,010	3,484	8,128	25,525

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	157	0	—	157	0
賞与引当金	2,533	3,269	2,533	—	3,269

3. 業務費用（販売費および一般管理費）の明細

(単位：千円)

科目	金額
従業員給与	105,579
役員報酬	137,550
通勤費	4,068
従業員賞与	10
賞与引当金繰入額	3,269
法定福利費	30,654
福利厚生費	594
採用教育費	14,431
水道光熱費	1,503
保険料	2,578
地代家賃	33,314
減価償却費	8,128
修繕費	2,320
荷造運賃発送費	62
租税公課	904
通信費	4,134
広告宣伝費	65
旅費・交通費	3,670
会議費	416
交際費	6,094
業務委託料	47,441
消耗品費	2,678
事務用品費	1,203
新聞図書費	205
電算機経費	6,651
諸会費	5,389
支払手数料	30,807
銀行・振込手数料	275
貸倒引当金繰入額	-292
販売費及び一般管理費合計	453,710